

2022年 6月 7日
東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所における廃止措置認可以降の
1区分跨ぎケーブルの対応について

平成31年12月25日に報告しております「福島第二原子力発電所における使用済燃料の安定冷却に係る機器の1区分跨ぎケーブルの是正について」にて、残りの1区分跨ぎケーブルについては廃止措置認可を踏まえたプラント状況を踏まえ、是正の要否について不適合管理の中で適切に評価することとしておりましたが、このたび対応方針を策定しましたのでご報告致します。

1. 対応方針

廃止措置プラントである福島第二原子力発電所においては、廃止措置計画で認可された性能維持施設と予備として期待している自主管理設備を「維持する設備」としており、是正についてはこれら維持する設備の1区分跨ぎケーブルを対象とし、このうち今後の廃止措置期間の施設安全（火災防護）に万全を期するため、短絡時の過熱による延焼リスクのある電力ケーブル（86本）の是正を行うこととしました。

【福島第二原子力発電所1～4号機 1区分跨ぎケーブル是正対象本数】

	1号機	2号機	3号機	4号機	合計
1区分跨ぎケーブル残数	405本	115本	75本	10本	605本
維持する設備 (性能維持施設・自主管理設備)	287本	83本	60本	2本	432本
是正対象本数 維持する設備のうち電力ケーブル	50本	20本	14本	2本	86本

以上